

産商商第2号

平成29年5月2日

阪急電鉄株式会社

代表取締役 中川 喜博 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成28年10月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桂東阪急ビル

京都市西京区川島北裏町81-2他

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後、小売業者の変更等により、駐車場が更に必要となる場合には、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれます。

また、敷地内の駐車場が廃止されることから、身体の不自由な方等が車で来店された場合は店舗により近い駐車場を案内するなど、顧客に配慮した店舗運営に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、阪急電鉄桂駅東側の、都市計画上の近隣商業地域に立地している。周辺の地域の状況は、北側は線路及び事業所等、南側は商業施設、東側は駅前ロータリー、店舗及び住居、西側は駅及び線路が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会では、出席者がいなかったため、説明は行われなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、店舗敷地内の駐車場を廃止し、隔地の時間貸し駐車場で1台分を確保することに伴う駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の位置、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更である。

また、廃止する駐車場の出入口となっている場所に、新たに駐輪場を設置することに伴う駐輪場の位置の変更についても届け出られている。

以下の内容を踏まえた結果、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。

(1) 駐車場について

駐車場の収容台数については、店舗の営業実績を踏まえると、変更後も不足する恐れは少ないと考えられるが、今後、小売業者の変更等により、駐車場が更に必要となる場合には、速やかに必要な台数を確保し、適切に対応することが望まれる。

また、敷地内の駐車場が廃止されることから、身体の不自由な方等が車で来店された場合は店舗により近い駐車場を案内するなど、顧客に配慮した店舗運営に努めることが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の位置の変更については、店舗の1階部分に新設することにより、顧客の利便性の向上を図るものであるため、今回の変更による影響は少ないと考えられる。